



拠点校方式による部活動参加募集



先日、教育委員会より発行しました地域部活動通信3号「令和5年度中学校部活動の地域移行に向けての動き（その2）」で記載しています、部活動拠点校方式について、以下のように実施します。

拠点校方式の部活動に入部を希望する生徒は、事務室に、参加申込書・保護者同意書（様式2）を置いてありますので、記入の上、部活動担当教諭（浮島先生）に提出してください。

○高鍋東中学校を拠点校方式とする部活動

1. 柔道部
2. バスケットボール部（男子）

○拠点校方式の部活動に入部する際の留意点

◇拠点校部活動に参加できる生徒

- ①原則として、教員、保護者の引率を必要としない生徒。
- ②拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は拠点校の生活指導に従うことへ同意した生徒。
- ③在籍校及び拠点校両方の承認が得られ、参加申込書・保護者同意書（様式2）の提出をした生徒。

◇参加生徒の活動について

- ①生徒は、拠点校における部活動の方針（活動日・各大会や試合の参加、遠征等）に従う。
- ②拠点校への移動は徒歩及び自転車を原則とする。また、移動にかかる経費は参加する生徒の保護者の負担とし、保護者の責任により対応する。
- ③活動を欠席する際は、生徒又は保護者が拠点校の指導者へ連絡する。
- ④在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先する。
- ⑤在籍校での部活動参加については、在籍校部活動担当者及び拠点校の承認を得る。
- ⑥生徒及び保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の校長が生徒の活動を中止することができる。
- ⑦前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の校長と協議するものとする。
- ⑧拠点校部活動の活動期間は、原則1年度とする。ただし、継続して活動する場合は、その旨を在籍校に申し出る。

◇試合参加

- ①各大会等への参加にあたっては、大会主催者が定める大会要綱に従う。

◇その他

- ①現在、在籍校にて部活動をしている生徒が、拠点校部活動に入部する際は、部顧問や他の部員、保護者と十分に話し合い判断してください。